人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○国土交通大臣臨時代理
同　齋藤　健
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上十二月二十四日）

国務大臣　世耕　弘成
内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる

鈴木　浩美
簡易裁判所判事に任命する（以上十二月二十五日）

人事院

○人事院総裁職務代行の終了
人事院総裁一宮なほみは、海外出張中のところ、十二月二十一日帰朝したので、人事院総裁職務代行人事官吉田耕三の人事院総裁職務代行は終了した

皇室事項

行啓
皇后陛下は、十二月二十二日午後四時三十三分御出門、「世界を変える美しい本　インド・タラブックスの挑戦」展を御覧のため、板橋区立美術館（板橋区）へ行啓、同六時十一分還啓になった。

御祝電
天皇陛下は、スロベニア国大統領ボルト・パホル閣下の大統領再任につき、十二月二十三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成29年12月19日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成 29 年 12 月 27 日

農林水産大臣　齋藤　健

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　秋田県大館市、北秋田市、山本郡藤里町（以上２市１町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、大館市、北秋田市、山本郡藤里町（以上２市１町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁並びに関係市役所及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　イスタンブール事務所の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	Fahrettin Kerim Gokay Cab. Bagimsiz Bolum 7 ve 8, Ust Kat, 34662, Altunizade, Uskudar, Istanbul, REPUBLIC OF TURKEY
変更後	Nidakule Atasehir Kuzey, Barbaros Mah. Begonya Sok., No : 3 Kat : 27, 34746 Atasehir, Istanbul, REPUBLIC OF TURKEY

(二)　変更年月日　平成二十九年十二月二十五日

二　ムンバイ事務所　コロンボ出張所の新設
(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
MUMBAI OFFICE COLOMBO SUB-OFFICE（ムンバイ事務所　コロンボ出張所）	No.7, Kothalawala Gardens, Colombo 4, DEMOCRATIC SOCIALIST REPUBLIC OF SRI LANKA

(二)　新設年月日　平成三十年一月一日

三　ダーバン事務所　アクラ出張所の新設
(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
DURBAN OFFICE ACCRA SUB-OFFICE（ダーバン事務所　アクラ出張所）	Nicholas Plaza, Off Meridian Road, Community 1, Tema, REPUBLIC OF GHANA

(二)　新設年月日　平成三十年一月一日

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 29 年 12 月 27 日

関東地方整備局長　泊　　宏

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	横浜市旭区川井宿町５番14から同市旭区三井本町105番２までの上り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 29 年 12 月 27 日

関東地方整備局長　泊　　宏

道路の種類	路線名	区間
一般国道	246号	座間市東原５丁目5505番28から同市南栗原２丁目2778番12までの上下線

公告

諸事項

工場財団

沖縄県那覇市西三丁目13番２号**沖縄ガス株式会社**の工場財団に那覇市西三丁目10番20号沖縄ガス株式会社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 29 年 12 月 27 日　　那覇地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第２０１０９号
新潟県長岡市大手通２丁目２番地14
申立人　株式会社北越銀行
本籍群馬県高崎市常盤町116番地、最後の住所群馬県高崎市柳川町137番地１、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成29年５月１日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和14年３月27日、職業会社役員
被相続人　亡　馬場　伊平
事務所群馬県高崎市請地町11番地６　２階
相続財産管理人　弁護士　栗原　秀和
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２９年（家）第３０３８２号
千葉県柏市柏５丁目10番１号
申立人　柏市長　秋山　浩保
本籍千葉県柏市みどり台２丁目10番、最後の住所千葉県柏市みどり台２丁目10番１号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成25年７月５日頃、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和22年10月28日、職業不詳
被相続人　亡　両角　一弘
事務所千葉県松戸市本町18番地の４ＮＢＦ松戸ビル５階　ときわ綜合法律事務所
相続財産管理人　白石　知江
千葉家庭裁判所松戸支部